

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

また、当組合は、「農家とともに地域農業を担い、地域の課題解決に挑戦する、プロフェッショナル集団を目指して」を経営理念に、役職員一同、組合員・利用者・地域の皆さまの負託に応えるため事業活動に取り組んでおります。

この理念のもと、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じた豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況については、定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営に資するよう、社会情勢や環境変化等を踏まえ、必要に応じて本方針を見直してまいります。

また、共済事業は当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA共済連）が共同で事業運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA共済連のホームページをご参照ください。

【原則6（注6、7）】

1. 組合員・利用者への最良・最適な商品提供、共済仕組み・サービスの提供

（1）金融商品

組合員・利用者のライフスタイルの変化等に合わせて貯金・ローン等暮らしに便利な商品・サービスを提供します。特定の投資運用会社に偏ることなく、選びやすさ、過去の運用実績が相対的に良好であること、手数料の水準等を踏まえたうえで、一定の商品数に絞ったJAバンクセレクトファンドを提供し、組合員・利用者の多様なニーズにお応えできるものを選定します。また、当該商品を組成する投資運用会社については、プロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認のうえ、選定します。

組合員・利用者の皆さまの最善の利益を実現するため、金融商品を購入した組合員・利用者の皆さまの属性および販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供するなど情報連携を行います。

なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3、6、7）、補充原則1～5本文および（注）】

(2) 共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまが生活や農業を取り巻く環境リスクに備えられるよう、一人ひとりのニーズに応じた最良・最適な共済仕組み・サービスを提供します。

なお当組合は、投資性金融商品の組成および市場リスクを有する共済仕組みは提供しておりません。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)、補充原則1～5本文および(注)】

2. 組合員・利用者本位の提案と情報提供

当組合は、以下の組合員・利用者の皆さま一人ひとりに寄り添った活動に取り組みます。

また、各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、ご相談に対して迅速に対応します。

(1) 信用の事業活動

- ① 組合員・利用者の金融知識・経験・財産、ニーズや目的に応じて、貯金、ローン等の最良・最適な商品をご提案し、属性・適合性を判断したうえで販売します。ライフプラン等のヒアリングを行う際は「資産運用ガイドンス」や「スタイル診断シート」を活用し、組合員・利用者のニーズに合った商品・サービスをご提案します。
- ② 組合員・利用者の投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について重要情報シート等を用いて分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。特にご高齢の組合員・利用者に対しては、役席者の同席や適合性判定により理解度を十分に確認しながら丁寧な説明を実施します。
- ③ 組合員・利用者にご負担いただく手数料について、組合員・利用者の投資判断に資するよう、「JAバンクセレクトファンドマップ」により商品間の比較を容易にすることで、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。
- ④ 販売後においても、財産の状況・投資目的・リスク許容度の変更有無を確認するとともに、必要な情報を継続的に提供するなど、丁寧なアフターフォローを実施します。

【原則2本文および(注)、原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、3、4、5、6、7)】

(2) 共済の事業活動

当組合は、3Q訪問活動を展開し組合員・利用者の皆さま一人ひとりに寄り添い、安心と満足を提供するため、以下の活動に取り組みます。

- ① 組合員・利用者の皆さまに対して、各種公的保険制度等にかかる情報提供を

行い、一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた最良・最適な保障・サービスをご提案いたします。

- ② 保障の加入にあたっては、組合員・利用者のご意向を的確に把握・確認したうえで、十分に保障内容をご理解・納得いただけるよう、分かりやすい重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施いたします。特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすく説明し、ご家族も含めて十分ご納得・ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな対応を行います。
- ③ 組合員・利用者に対して、保障の加入にあたり共済掛金の他に、ご負担いただく手数料はございません。
- ④ 組合員・利用者の皆さまに対し、共済金等の請求の勧奨や各種サービスの提供等、皆さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、ご相談に対して迅速に対応いたします。

【原則2本文および（注）、原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

当組合は、組合員・利用者の皆さまの商品選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」等を定め、本方針等に基づき適切に管理します。

【原則3本文および（注）】

4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当組合は、組合員・利用者の皆さまの信頼を獲得し、満足していただける金融商品・共済仕組み・サービスを提供できるよう、高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材の育成を目的とし、職員の継続的・定期的な研修を実施するとともに、組合員・利用者の皆さまの多様な資産運用や保障ニーズに応え、的確な金融商品・保障・サービスを提供、堅確な事務を行うため、資格取得の支援等に取り組んでおります。

また、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声（お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など）」を誠実に受け止め、業務改善に取り組むとともに、組合員・利用者の皆さまに対して、最適な金融商品、共済仕組み・サービスを提供できるよう、継続的に職員育成を行う態勢を構築します。

【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024年9月改訂）との対応を示しています。